

令和8年3月18日

大津市議会議長

草野聖地様

提出者

竹内照夫  
川口正徳  
葉月陽  
寺田英幸

修正案の提出について

議案第16号 令和8年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

上記の議案に対する修正案を次のとおり地方自治法第115条の3及び大津市議会会議条例第10条の規定により提出します。

議案第16号 令和8年度における職員の給与の特例に関する条例の全部を修正する。

#### 令和8年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における給料月額、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項及び大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

給与の減額については、部次長級の一般職員を対象にするのではなく、特別職に限定すべきと考えるため。